

# 第3問 答案用紙 (会計学)

## 問1

(1) (単位：千円)

	94,166		30,400		25,914		153,600
--	--------	--	--------	--	--------	--	---------

(2) (単位：千円)

	97,000		741,867		145,000		154,520
	5,100		1,620		720		13,120
	16,000		71,760		16,400		11,440

## 問2

(1) 引当金処理によると、有形固定資産の除去に必要な金額が貸借対照表に計上されないことから、資産除去債務の負債計上が不十分であるのに対し、資産負債の両建処理によれば、有形固定資産の取得等に付随して不可避免的に生じる除去サービスの債務を負債として計上することができる。また、両建処理によれば、対応する除去費用をその取得原価に含めることで、当該有形固定資産への投資について回収すべき額を引き上げ、この結果、有形固定資産に対応する除去費用が、減価償却を通じて、当該有形固定資産の使用に応じて各期に費用配分されるため、両建処理は引当金処理を包摂するものといえる。これらに理由で、両建処理を採用した。

(2) 一般的に、資本取引を除く資本の変動と利益が一致するという関係は、会計情報の信頼性を高め、企業評価に役立つものと考えられている。そこで、当期純利益が資本取引を除く株主資本の変動をもたらすという関係を重視し、払込資本ではなく、かつ、未だ当期純利益に含められていないため、報告主体の所有者である株主に帰属しない評価・換算差額等は、株主資本とは区別されている。また、新株予約権は、報告主体の所有者である株主とは異なる新株予約権者との直接的な取引によるものであり、報告主体の所有者である株主に帰属するものではないため、株主資本とは区別されている。

## 第4問 答案用紙<1> (会 計 学)

### 問1

(1)

第1法は、ポイント付与を販売取引獲得のための販売促進活動と捉え、販売時に受領対価総額で収益認識し、ポイント残高相当の追加費用を負債計上する考え方である。第2法は、ポイント付与を販売取引とは別個の取引と捉え、販売時には受領対価の一部を収益として認識し、ポイント付与分の収益は負債として繰延べ、ポイント使用時に収益認識する考え方である。

(2)

年金資産に関して生じる期待運用収益や貨幣の時間価値である利息費用を営業損益に含めれば、営業損益が歪められてしまうことや、利息費用や期待運用収益は、退職給付を後払いつることに伴う財務活動によって生じたものとみなすことができるという考え方が、利息費用期待運用収益を営業損益計算の区分と別の区分で表示する方法に基礎にある。

(3)

第1法では、ヘッジ対象の損益の認識に合わせて、ヘッジ手段の損益が認識されるのに対し、第2法では、ヘッジ手段の損益の認識に合わせて、ヘッジ対象の損益が認識される。第1法は、ヘッジ対象の評価差額が実現するまでは、ヘッジ手段の評価差額も実現しないとみなしていることから、ヘッジ損益は未実現のものとして繰り延べの性格を有しているといえる。

### 問2

〔設問1〕

【ケース】の営業活動によるキャッシュ・フローは450のプラスであるのに対し、【ケース】のそれは150のマイナスである。したがって、当期純利益に対するキャッシュの裏付けがあるか否かという利益の質の観点からは、両者の当期純利益は意味が異なるといえる。

## 第4問 答案用紙<2> (会 計 学)

〔設問2〕

両ケースの当期純利益は、ともに分配可能であるという点で共通している。また、両ケースの当期純利益は、実現収益と発生費用との適切な期間的対応計算が行われた結果算出された利益であるため、企業の期間業績の尺度を示しているという点で共通している。

問3

(1)

〔設問1〕

A	法的形式
B	比較可能性

〔設問2〕

「平成19年リース基準」では、経済的実質が資産の割賦売買取引と同様の事実であるファイナンス・リース取引には同一の会計処理、異なる事実であるオペレーティング・リース取引には異なる会計処理を適用し、一方、IASBは、使用权の移転の観点から同様の事実であるリース取引には、すべて同一の会計処理を適用して比較可能性を確保することとしている。

(2)

第1法 セール・アンド・リースバック取引の経済的実質を、原資産の売却取引と原資産に係るリース取引の混合取引とし、それぞれを別々に捉えるが、原資産を使用し続けるという経済実態に変化はないため、売却益相当額を未実現利益として捉える考え方が基礎にある。

第2法 セール・アンド・リースバック取引の経済的実質を、原資産の売却取引と原資産に係る使用权の取得取引との混合取引とし、それぞれを別々に捉える考え方が基礎にある。

第3法 セール・アンド・リースバック取引の経済的実質を、原資産を担保にした資金の借入とし、譲渡代金を負債として認識する金融取引として捉える考え方が基礎にある。

## 第 5 問 答案用紙 < 1 > ( 会 計 学 )

問 1

(1)	繰延税金資産は、将来の法人税等の支払額を減額する効果を有し、一般的には法人税等の前払額に相当するため、資産性があるとされている。
(2)	実効税率が引き下げられたときは、引き下げ後の実効税率に基づいて繰延税金資産を再計算するため、繰延税金資産の金額を減額修正し、当該修正差額は法人税等調整額に加算する。したがって、実効税率の引き下げにより、税金費用が増加することとなる。

問 2

(1)	2,348          百万円
	計算過程：早期割増退職金 (@20×50名) + (@10×100名) = 2,000 退職給付費用(終了損益) $1,050 \times 4,000 \div (4,000 + 6,000)$ $+ \{200 - (200 \div 10年)\} \times 4,000 \div (4,000 + 6,000) = 348$ $2,000 + 348 = 2,348$
(2)	制度の積立不足を示す額をそのまま資産又は負債として計上することにより企業の財政状態を表現し、退職給付制度の積立状況を貸借対照表に正確に反映させるためには、未認識数理計算上の差異をその他包括利益に計上すべきである。

問 3

(1)	企業会計基準 第 1 号 第 17 項
(2)	C社が保有するP社株式は、企業集団で考えた場合、P社が保有する自己株式と同様の性格である。そのため、P社の持分相当額は自己株式として純資産の部の株主資本から控除し、C社に対する投資勘定を同額減額する。
(3)	C社の資産及び負債を追加取得日の時価で評価し、追加取得した株式に対応する部分の評価差額を資本として計上する。そのうえで、C社の資本のうち追加取得した株式に対応する持分と追加投資額との間に生じた差額をのれん又は負ののれんとし処理をする。

## 第 5 問 答案用紙 < 2 > ( 会 計 学 )

問 4

(1)	Y工場の売却決議があり、回収可能価額を著しく低下される変化があることから、減損の兆候がある。減損損失の認識は、Y工場売却価額4,000百万円から建物除却費用500百万円を差し引き、工具器具備品売却価額200百万円を加算した割引前将来キャッシュフロー 3,700百万円が帳簿価額 6,000百万円下回っており、回収可能性が乏しいと判断し減損損失の認識し、次期以降に将来損失を繰延べないようにする。したがって、Y工場の売却決議は、減損損失の計上に結びつく。	
(2)	2,300 百万円	

問 5

(1)	1,320 百万円	
(2)	1,056 百万円	
(2)	理由：追加取得により発生した負ののれんは、発生時の特別利益となる。	
(3)	470 百万円	
(3)	理由：E社はP社の緊密者に該当するが、子会社には該当しない。そのため、A社の少数株主となり、A社資本のうちE社に帰属する分が少数株主持分となる。	

問 6

(1)	365 百万円	
(2)	0 百万円	
(2)	計算過程：( $@120 - @80$ ) × 借入10百万ドル = 繰延ヘッジ損益 400 為替換算調整勘定 365 < 繰延ヘッジ損益 400	